

上田市立南小学校いじめ防止基本方針

上田市立南小学校

1 いじめ防止の基本方針

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「上田市立南小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

- (1) 「いじめを絶対に許さない」学校、学級をつくる。
- (2) 子どもたち、教職員の人権感覚を高める。
- (3) 子どもたちどうし、子どもたちと教職員、教職員どうしの温かな人間関係を築く。
- (4) いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- (5) いじめ問題について保護者・地域、関係機関との連携を深める。

2 いじめ防止等の対策の為の組織

校務分掌に「いじめ・不登校等対策委員会」を設置する。必要に応じ、心理や福祉の専門家、医師など外部の専門家等の参加を求めて行く。

※年1回は、「いじめ防止基本方針」が機能しているか点検・見直しを行う。

※人権同和教育係、特別支援教育係、生徒指導委員会、心の相談員との連絡・連携を密にする。

3 具体的ないじめ防止の方策

(1) いじめ防止の為の日常的な取り組み

- ① 児童理解を具体的に進め、その上にたつて、児童自らが自己を表現しつつ関わり合って問題解決を行う授業の実現をめざす中で、自分に自信を持ち、お互いに高め合う人間関係作りを行う。
- ② 地域教材などを扱った良質な体験学習を通して、子どもたち一人ひとりが認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるように学級づくりを行う。
- ③ 自分や友達の良さの自覚、思いやりの心や命を大切にすること（みんなかけがえのない存在であることを理解）を日々の学級活動、道徳や学級指導の時間、人権同和教育の時間などの指導を通して育む。年数回の子どもと向き合う時間に複数回全児童と相談の機会を持つとともに、11月のなかよし月間には、人権同和教育の授業を保護者地域の方々に公開し家庭でも話題にさせていただく。
- ④ 児童会活動との連携を深め「いじめは決して許されないこと」という認識を子どもたちが自ら持つように、あらゆる機会の中で指導する。また、児童会自らの活動として挨拶に関わって全校で話し合ったり、あいさつ運動を展開したりするのを確実にバックアップしていく。
- ⑤ 「見て見ないふり」は「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、先生方や友だち、お家の方々に知らせたり（知らせることは悪いことではない）、やめさせたりすることの大切さを指導する。
- ⑥ 情報教育（総合的な学習の時間）では、はじめに“情報モラル”の大切さや、それを守ることの必要性を理解することに時間をかけてあつかう。学年単位で、外部講師による指導を受ける機会をもつ。
- ⑦ 各学年・学級で植物や作物を育てたり、小動物などの飼育をしたりする活動を大切に、校長講話や朝の会で、命の大切さに触れる話をする。

- ⑧職員は、子どもたちや保護者からの話を親身になって聞く。また、子どもたちの日記や保護者からの連絡帳をていねいに読む。
 - ⑨児童会による縦割り活動、連学年活動、兄弟学級の活動（なかよし給食、なかよし清掃、児童会祭りなど）による、共遊、協働（田植え、稲刈り、野菜作り等）経験から思いやりの心とコミュニケーション能力を育てる。
 - ⑩児童委員会や課外活動（合唱部・金管部）、各学年によるしいのみ園・老人福祉施設・千曲高等学校などとの交流や多くの地域の方との交流を通して、思いやりの心とコミュニケーション能力を育てる。
 - ⑪道徳の時間において、自己肯定感を高め、他者への思いやりや生命尊重の価値を感得する。
 - ⑫「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、学級懇談会やPTA代議員会などの会合、学校・学年だよりやホームページなどを通して伝える。
 - ⑬毎月いじめ・不登校に関わる学級の実態調査を行い、児童の様子を把握し指導すべきは指導する。
 - ⑭毎回の職員会で、児童に関わる情報交換の機会を設け、共通理解をするとともに、いじめを事前に防ぐ取り組みを考えていく。
 - ⑮全クラス「Q-U調査」や「アセス」を実施し、子どもたちの学校満足度や集団での様子を客観的にみて、必要な児童への支援を行う。
- (2) 早期発見・早期対応の為の方策
- ①職員会の最初に、児童理解の時間を設け、各学年における課題を出し合い、全職員で情報を共有する。子どもたちに急な変化があったり、職員の気づきがあったりした場合は、職員朝会（必要な時は臨時で開催）で情報を共有し、全職員で注視する。
 - ②少しでも、子どもたちの様子の変化を感じたら、教職員は、積極的に声がけをする。教職員間の連絡も速やかに行う。
 - ③いじめ・不登校に関わる学級の実態調査（月1回）、児童アンケート（月1回・詳細なアンケートは、学期に1回）、Q-U検査・アセスの結果等を活用し、子どもたちの人間関係の把握や学校生活等の悩みなどをつかみ取り、ともに解決していこうとする姿勢を示す。
- (3) 相談体制
- ①いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、だれにでも相談できることや相談することの大切さを子どもたちに伝えていく。
 - ②心の相談員は、1年間を通して相談室を開放し、児童の相談に応じられるようにする。
 - ③担任は、子どもたちの訴えやつぶやきを聞き逃さないようにする。また、子どもたちの日記や保護者からの連絡帳をていねいに読み、児童や保護者の悩みや苦しみを見逃さないようにする。
 - ④全職員が“元気のない子ども” “いつもと様子が違う子ども” “職員会で名前があがっている子ども” に積極的に声がけを行う。先生交流等を行い全職員で見守る。
 - ⑤いじめに関する相談を受けた教職員は、速やかに校長・教頭に報告するとともに、委員会を通して全職員で情報を共有する。
- (4) 校内研修
- ①“特別支援教育” についての職員研修
子どもの姿から発達障害について学ぶ。発達障害に関わるいじめ・トラブルを未然に防げるようにする。
 - ②四中区児童生徒を考える会
いじめ・不登校に関する分科会で各校の実情や対策について話し合う。

③学級経営研修 Q-U検査・アセスの分析法など（係 人権教育）

学級経営の中間見直しのためのひとつの資料とするためQ-U検査・アセスを実施。特別支援教育コーディネーターを講師に、Q-U検査・アセスの分析法を学び、学級の状態をつかむ一助とするとともに、いじめ等心配される児童を把握する。

④PTA人権同和教育講演会

11月の参観日では、保護者・地域の皆様に人権同和教育の授業を参観していただく。その後のPTA講演会では、保護者とともに人権感覚を養うためのお話、携帯やインターネットをめぐる問題について等のお話を聞く。

⑤中学校ブロック人権同和教育研修会

四中区人権同和研修会で、人権感覚を養う授業、取り組みはどうあったらよいかなど研修する。

4 いじめを防止するための年間指導計画

学期	月	指導内容
一 学 期	4月	・学年、学級開き：「みんな仲よく、いじめのない学校・学級づくり」の意識付け
	5月	・遠足：励まし合って歩き通す、学級が一つにまとまる充実感の指導
	6月	・音楽会に向けて… 響き合う心・歌声作り。学年・学級の連帯感。 ・「なかよしの活動」：兄弟学級交流 ☆Q-U検査（全校）
	7月	・「楽しい水泳」：みんな仲よく安全な水泳の意識付け ☆学期1回の「なかよし」アンケート①の実施(月1回「学校生活」アンケート実施) ◎相談週間 朝読書（読書週間）と並行して教育相談を実施
二 学 期	8月	・「がんばった水泳」：水泳における一人ひとりの頑張りを認め合う。
	9月	・運動委員会の活動：協力して体力作りや、クラスマッチ等を楽しむことで学校生活の充実感を味わう。 ☆アセス(3～6年)
	10月	・運動会に向けて：学級・学年・学校全体が仲よくまとまって自分たちの運動会を創り上げる課程を通してお互いを認め合う意識付け ☆Q-U検査（1、2年）
	11月	・「なかよし月間」：兄弟学級交流や児童会のなかよし企画による意識付け ・なかよしの活動 ☆学期1回の「なかよし」アンケート②の実施 ◎相談週間 朝読書（読書旬間）と並行して教育相談を実施 ☆アセス(3～6年)
12月	・児童会祭り：6年生は下学年へ思いを込め、下学年は6年生の企画に感謝し、縦割班の交流を深める。 ・運動委員会の活動：協力して体力作りや、クラスマッチ等を楽しむことで学校生活の充実感を味わう。	
三 学 期	1月	・新しい年に向けて：「みんな仲よく、いじめはしない」ことを年頭の誓いとする。 ☆アセス(3～6年)
	2月	・「進級・卒業に向けて」：1年間の一人ひとりの頑張りを確認し合い、残された学校生活を一層楽しいものにする意識付け。 ☆学期1回の「なかよし」アンケート③の実施 ◎相談週間 朝読書（読書旬間）と並行して教育相談を実施
	3月	・「1年間のまとめ」：友だちとの関わりを振り返り、友だちのよさを互いに確認し、4月からの新しい学年への期待感の醸成

2023